



地域での子育て

～放課後の子どもの居場所づくり～

(提 言)

平成 2 7 年 2 月

榛東村社会教育委員会議

はじめに

少子化対策が国民全体の課題と認識されてから既に20有余年が経過していますが、少子化の流れは止まらず、特殊出生率は低下の一途をたどっています。

この間、国においては、平成6年に今後の子育て支援のための施策の基本的な方向を示す「エンゼルプラン」が策定され、さらに平成11年には従来のエンゼルプランを見直し、重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画である「新エンゼルプラン」が策定されました。

また、平成15年には「次世代育成支援対策推進法」が制定され、次代を担う子どもたちの健やかな成長を進めるために、国・地方公共団体・企業が三位一体となって、子育て支援を進めることが求められました。

榛東村では、こうした国の動向に対応し、平成17年3月に市町村行動計画である「榛東村子ども元気プラン ―たくましい子どもたちを育てるあたたかいむらづくり―」（計画年次：平成17～21年度）を策定し、また、平成22年3月には、計画年次を平成22年度から平成26年度までとする「榛東村子ども元気プラン」の後期計画を策定し、当該行動計画に基づき、家庭、学校、地域そして企業等と連携を図りながら様々な取り組みを進めてきています。

人口は、立村以来、増加の一途をたどってきましたが、平成16年度に初めて減少に転じ、その後は微増・微減を繰り返しています。

満18歳未満の児童人口に着目すると、平成20年度から減少し続けています。総人口に対する児童人口の比率は20.5パーセントであった平成13年度がピークで、その後は減少を続け、平成26年4月1日現在では16.9パーセントまで低下しています。

榛東村の未来を担う子どもたちのたくさんの笑い声が、これからも村のいたるところで響くように、そしてたくましく健やかに成長していけるように、これまでも増した取り組みが必要とされています。

そこで、本会議においても、子育て支援策として、家庭・学校と連携し、地域全体で子どもを育てる取り組みについて調査・検討を行い、放課後等における子どもたちの安全で健やかな居場所づくり推進の一助となるよう、ここに提言を行うものです。

平成27年2月

榛東村社会教育委員会
議長 南 千 晴

I 子育て支援に関する制度の動向

少子化の急速な進行や都市部を中心とした待機児童の増加など、家庭や地域の子育てをめぐる環境の変化が指摘されている。

このような子どもと子育てをめぐる社会的背景のもと、国は平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させた。これらの法に基づく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度から本格的にスタートする。

新制度への移行に向けた国及び本村の取組みについて、主に放課後児童に関する事項に着目して整理した。

1 中教審WGにおける審議結果

中央教育審議会生涯学習分科会に設置された「今後の放課後等の教育支援の在り方に関するワーキンググループ」が平成26年6月に公表した『子どもたちの豊かな学びのための放課後・土曜日の教育環境づくり』において、社会の動向と子どもの教育環境をめぐる現状について微細に分析が行われている。

その概要は、次のとおりである。

- (1) 我が国は、現在、急激な少子化・高齢化のまっただ中にあり、2060年には、人口は、平成22年（2010年）比約3割減の9,000万人に、うち4割が65歳以上の高齢者となることが予想されており、我が国の労働力人口は平成10年（1998年）をピークに減少し続け、2060年には5割となることが予想されている。

また、同時に、今日の世界においては、社会、経済、文化のグローバル化が急速に進展し、国際的な流動性が高まるとともに、新興国の台頭による国際競争の激化、生産拠点の海外移転等、我が国を取り巻く経済環境は厳しさを増し、国際競争力の低下、国際的な存在感の低下が懸念されるところとなっている。

- (2) 家庭をめぐる状況としては、世帯の構成別にみると、昭和61年（1986年）から平成24年（2012年）にかけて、三世帯世帯が15%から8%に減少し、夫婦と未婚の子のみの世帯も41%から31%に減少する一方、一人親と未婚の子のみの世帯は5%から7%に増加するなど、家族の小規模化が進んでいる。

また、全世帯に占める子どものいる世帯は、昭和50年（1975年）の53%から平成24年（2012年）には25%に減少するとともに、15歳未満人口は今後においても減り続けることが予測され、平成24年（2012年）に約1,650万人であるものが、2060年には、約800万人に減少するなど、少子化の影響は子どもの家庭環境にも大きな影響を与えると考えられる。

加えて、共働き世帯は、昭和55年（1980年）には、いわゆる専業主婦世帯（男性雇用者と無業の妻から成る世帯）の半数であったのに対し、平成9年（1997年）付近より逆転し、平成25年（2013年）では1.4倍となっており、一層の女性の活躍促進のためには、こうした変化に対応し、子どもたちの教育を支える仕組みづくりが急務となっている。

(3) 学校の状況としては、1学校あたりの学級数が、小学校で12学級以下（1学年2学級以下）の学校が全体の51%（平均で1学校7学級）、中学校で9学級以下（1学年3学級以下）の学校が全体の41%（平均で1学校3学級）となっている。

さらに、不登校児童生徒数や特別支援学級・特別支援学校に在籍する児童生徒数、要保護・準要保護児童生徒数、日本語指導が必要な状況に置かれている。

地域の状況としても、こうした少子高齢化や都市化・過疎化の進行、家族形態の変容、ライフスタイルの多様化を背景として、地域のつながりの希薄化や孤立化が懸念され、親子や教育と子どもといった縦の関係、子ども同士の横の関係だけでなく、親や教員以外の大人と子どもが触れあう「斜めの関係」がますます必要になってきている。

これらの現状分析を踏まえて「今後の放課後や土曜日の教育活動の在り方の検討に当たっては、こうした経緯やこれまでの取組の成果を踏まえつつ、これからの子どもたちが直面する、多様で変化の激しい社会を生き抜いていくための力を身につけていくため、新たな方策を検討していく必要がある」とし、5つの柱からなる「今後の放課後・土曜日等の教育活動の基本的方向性」が示され、それらの具体的な推進方策についても言及されている。

基本的方向性として示されたのは、

- 学校と放課後・土曜日等の学びがつながる仕組みづくりの推進
- 教育と福祉の連携促進による放課後等の支援の充実
- 多様な主体の参画による土曜日の教育活動の推進
- 実社会につながる「土曜日ならでは」の多様なプログラムの充実

- 持続可能な体制づくりの推進と全国の実践の活性化
- の5項目であり、これらの具体的推進方策として、
- 学校や子どもたちを核とした地域づくり
 - 学校や放課後子ども教室と放課後児童クラブの連携強化
 - 中高生を対象にした放課後等の支援の充実
 - 学校施設の活用促進
 - 女性の活躍促進に向けた放課後等の支援の充実
 - 特別なニーズのある子どもたちへの放課後等の支援の充実
 - 持続可能な仕組みとするためのコーディネーターの育成・機能強化
 - 土曜日の豊かな教育環境の実現
- 等が掲げられている。

2 放課後子ども総合プラン

「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日閣議決定）において、「いわゆる「小1の壁」を打破し、次代を担う人材を育成するため、厚生労働省と文部科学省が共同して「放課後子ども総合プラン」を年央に策定」することとされ、これを踏まえ、平成26年8月に文部科学省及び厚生労働省において「放課後子ども総合プラン」が策定された。

この中で、国全体の目標として、「全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備を進め、平成31年度末までに、放課後児童クラブについて、約30万人分を新たに整備するとともに、全ての小学校区で放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的に又は連携して実施し、うち一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室について、1万か所以上で実施することを目指す」ことが掲げられ、「新たに放課後児童クラブ又は放課後子供教室を整備する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す。なお、既に小学校外で放課後児童クラブを実施している場合についても、ニーズに応じ、小学校の余裕教室等を活用することが望ましい。」と、少子化の進展により生じている余裕教室の活用が強く促されている。

また、同プランにおいて、市町村（及び都道府県）に対し行動計画の策定が求められた。

3 榛東村子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条の規定に基づき、平成25年9月に「榛東村子ども・子育て会議」が設置され、同会議における「子ども・子育て支援事業計画」の立案に資するため、村内の子育て世代（0～12歳児童のいる全家庭）を対象とし、平成26年1月に子育て支援に関するニーズ調査が実施された。

当該調査の中には「地域の子育て支援サービスについて」及び「小学校就学後の放課後の過ごし方について」という項目が設けられており、そのアンケート結果を踏まえ、本村に必要な支援策を検討することとした。

(1) アンケート調査結果の概要

○地域の子育て支援サービスについて（抄）

①子育て支援センター・児童館の利用について【就学前児童】

■現在、子育て支援センターや児童館を利用していますか。

「利用していない」が78.6%と最も高く、次いで「子育て支援センター」が12.8%、「児童館」が11.9%と続いている。

■子育て支援センターや児童館について、今は利用していないが、できれば利用したい、あるいは、現在利用していて利用日数を増やしたいと思いますか

「特に利用したくない、必要がない」が56.3%と最も高く、次いで「児童館」が25.6%、「子育て支援センター」が23.5%と続いている。

②児童館の利用について【小学生】

■現在、児童館を利用していますか。

小学生の児童館の利用状況は、「利用していない」が91.6%となっている。

■（上の設問で「利用していない」と答えた方へ）

現在、利用していない理由は何ですか

「特に理由はない」が41.3%と最も高く、次いで「利用したいが近くにない」が30.1%、「時間がない」が21.8%と続いている。

■児童館について、今は利用していないが、できれば利用したい、あるいは、現在利用していて利用日数を増やしたいと思いますか

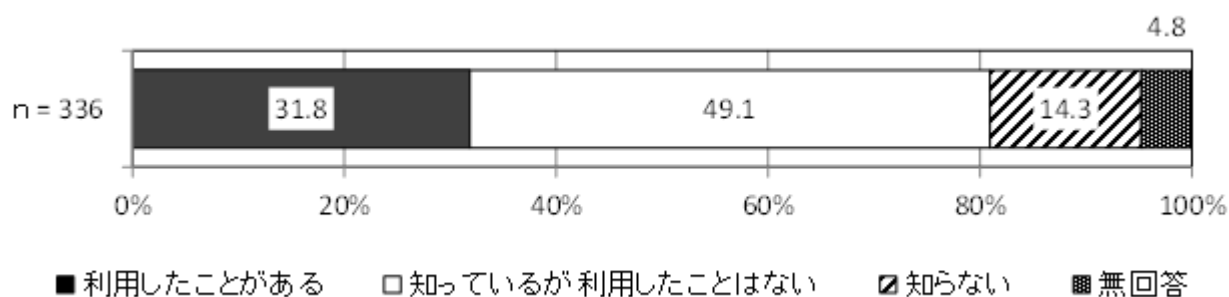
「特に利用したくない、必要がない」が49.2%と最も高く、次いで「現状程度でよい」が23.2%、「あらたに利用したい」が11.9%と続いている。

③子育て関連事業の利用状況（抄）

■児童館を利用したことがありますか

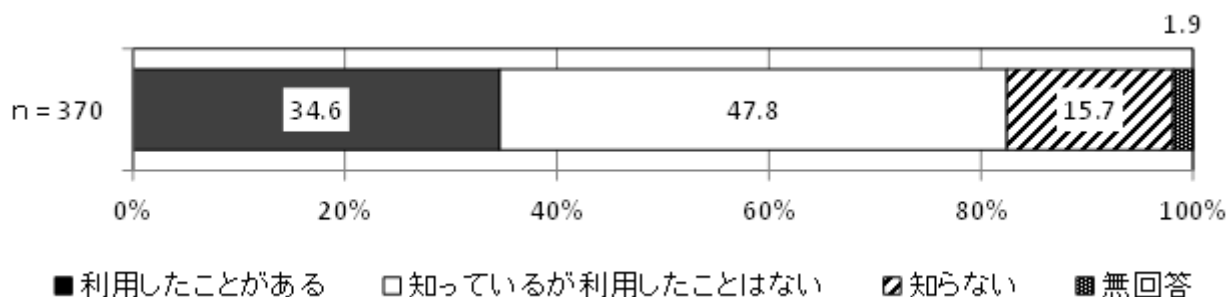
【就学前】

「知っているが利用したことはない」が49.1%と最も高く、次いで「利用したことがある」が31.8%、「知らない」が14.3%となっている。



【小学生】

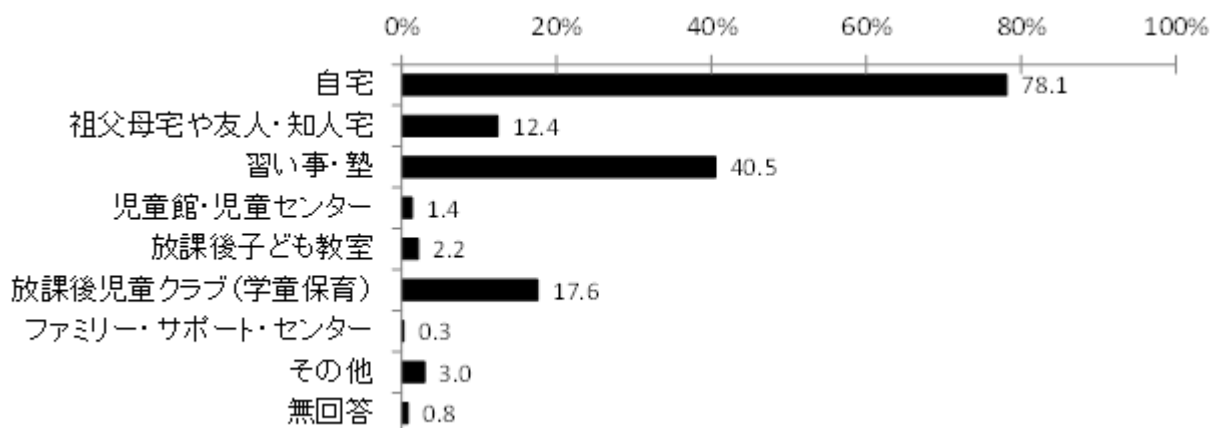
「知っているが利用したことはない」が47.8%と最も高く、次いで「利用したことがある」が34.6%、「知らない」が15.7%となっている。



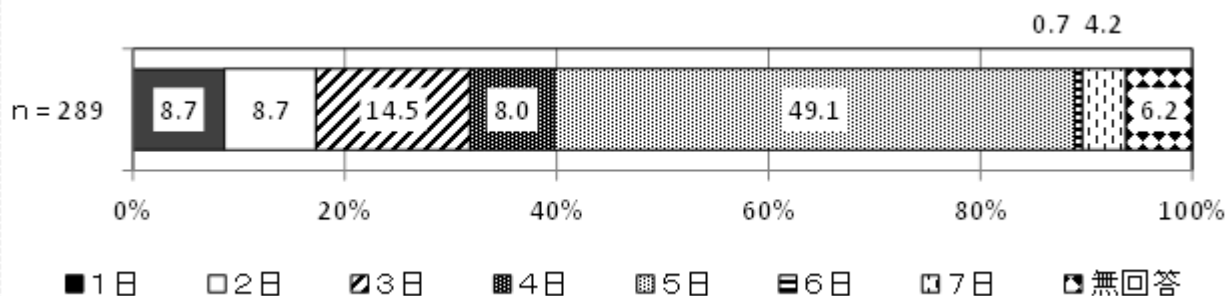
○放課後の過ごし方について【小学生】（抄）

■ 放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごしていますか（複数回答）

「自宅」が78.1%と最も高く、次いで「習い事・塾」が40.5%、「放課後児童クラブ（学童クラブ）」が17.6%と続いている。

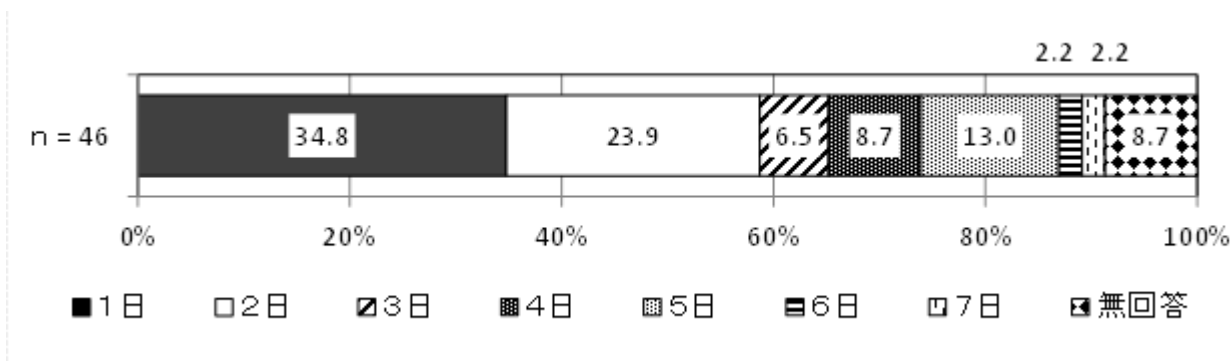


① 自宅（日数／週）



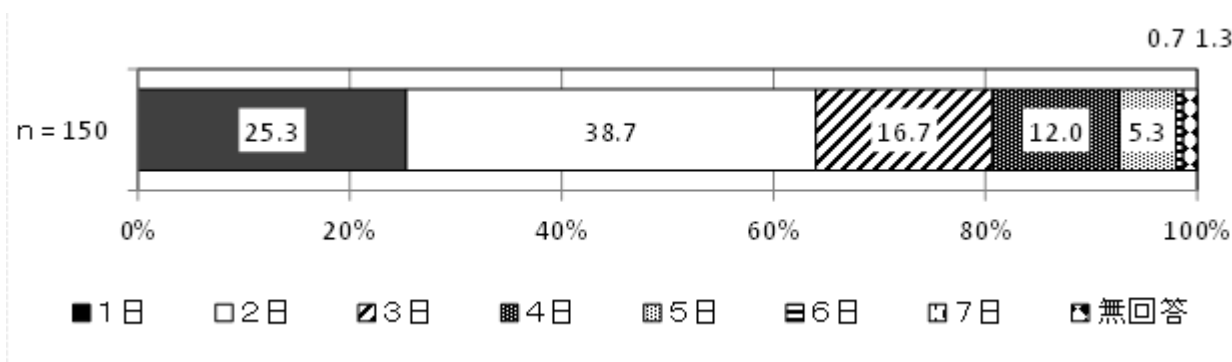
「5日」が49.1%と最も高く、次いで「3日」が14.5%、「1日」と「2日」が8.7%と続いている。

②祖父母宅（日数／週）



「1日」が34.8%と最も高く、次いで「2日」が23.9%、「5日」が13.0%と続いている。

③習い事・塾（日数／週）



「2日」が38.7%と最も高く、次いで「1日」が25.3%、「3日」が16.7%と続いている。

④児童館（日数／週）

児童館利用者（5人）の日数は、「1日」が2人、「3日」「4日」「6日」が1人となっている。

⑤放課後児童クラブ（日数／週）

「5日」が72.3%と最も高く、次いで「4日」が13.8%、「6日」が7.7%、「3日」が4.6%と続いている。

○放課後児童クラブの利用意向【小学生】（抄）

平日については「利用希望はない」が77.0%、「利用希望がある」が20.0%で、土曜日は「利用希望はない」が81.9%、「利用希望がある」が10.8%となっている。

また、日曜日・祝日については「利用希望はない」が87.8%、「利用希望がある」が5.7%で、長期休暇については「利用希望はない」が65.1%、「利

用希望がある」が29.5%であった。

(2) 調査結果の考察

I－3－(1)の調査結果から、本村の子育て世帯（小学生を有する世帯）のニーズ等は概ね次のとおりであると考えられる。

○児童館について

「利用したことがある」が、就学前・小学生ともにおよそ3割で、「知っているが利用したことがない」が5割弱である。

これは、立地場所が村の中央部でないこと及び各小学校の近くではないことが大きな要因のひとつになっていると考えられる。

また、「今は利用していないが、できれば利用したい、あるいは、現在利用していて利用日数を増やしたいと思いますか」との設問の回答をみると「特に利用したくない、必要がない」が約半数を占めていて、「現状程度でよい」（23.2%）、「あらたに利用したい」（11.9%）を併せても約3割であり、この割合だけに着目すれば、あまりニーズが無いとの判断もできる。

既存施設は、立地条件が芳しくなく、また、手狭であるなどハード面では不利であるものの、ソフトをより一層充実させること等により、子どもたちにとって魅力のある「居場所」となるよう創意・工夫を凝らす必要もあると思われる。

○放課後の過ごし方について

平日の小学校終了後（放課後）の過ごし方は、78.1%が「自宅」と回答している。

複数回答であるため、必ずしも「8割弱」ではないものの、放課後児童クラブ（学童保育所）の利用（希望）者が全体の2割程度であることから推し量ると、塾や習い事のない日は自宅や祖父母の家で過ごしているものと言える。

○放課後児童クラブについて

本村においては、待機児童数は0であり、利用希望者はすべて受け入れられている状況にある。

利用（希望）者は、全体の2割程度である。

4 これまでの本村における取組みと課題

(1) 放課後児童クラブ（学童保育所）

一般的に、保育園では、延長保育があるところも多く、ある程度遅い時間まで子どもを預かってもらえるが、公的な学童保育は午後6時で終わってしまうところも多く、保育園よりも預かり時間が短くなってしまい、子どもは、家で一人で過ごすことになる。

小学校に入学して急にしっかりするわけではないので、保護者は安全面でも精神面でも心配がつきない。

また、小学生になると時短勤務制がなくなる企業も多く、子どもの小学校入学を機に仕事を辞めたり、働き方の変更を迫られるワーキングマザーが多くいるという現状である。

このように、主に共働き家庭等において、子どもを保育園から小学校に上げる際、直面する社会的な問題が、いわゆる「小1の壁」である。

この「小1の壁」を打破する方策のひとつとして、平成10年度から榛東村放課後児童健全育成事業が実施されており、現在は、放課後児童クラブ（学童保育所）が各小学校区に6箇所設置されている。このうち1箇所は社会福祉法人により設置・運営されており、また、他の5箇所については指定管理者により運営されている。

保育時間は、全保育所共通で、平日は下校時から午後6時30分まで、土曜日及び休校日（春、夏、冬休み、学校行事による振替休校日など）は午前8時から午後6時30分までとなっている。（平成27年4月からは、保育時間が午後7時まで延長される予定である。）

他市町村に比し、保育時間は比較的充実しており、また、待機児童もいない状況であり、本村の学童保育所については住民ニーズを概ね満たしているものと言える。

しかしながら、「子育て支援に関するニーズ調査」における自由意見欄で、学童保育所に関する意見・要望等が17件（保育時間に関するもの：6件、保育料に関するもの：5件、その他：6件）寄せられており、これらについても真摯に耳を傾ける必要がある。

複雑化・高度化するニーズを全て満たすことは困難であると思慮されるところではあるが、C S（Customer Satisfaction 顧客満足度）向上の視点に立

ち、これまでも増して、より一層充実した運営が行われるよう望むところである。

(2) 放課後子ども教室

文部科学省では、平成16年度から平成18年度まで緊急3か年計画として「地域子ども教室推進事業」を実施し、その後、平成19年度より、「地域子ども教室推進事業」と踏まえた取組として、国の支援の仕組みを変更した補助事業である「放課後子ども教室推進事業」を創設した。

村では、平成16年度から「子ども居場所づくり 地域子ども教室」や「子ども作法教室」、「伝統遊び教室」等を実施し、平成19年度には「伝統遊び教室」に加え、新規事業として「放課後子ども教室推進事業 あそびの城」が実施された。

平成20年度以降は予算上の制約を受け当該事業は休止されていたが、平成23年度から公民館事業として「伝統文化子ども教室」が継続して実施されてきている。

昨年8月、文部科学省及び厚生労働省において策定された「放課後子ども総合プラン」を踏まえた上で、「地域での子育て」という視点から、放課後子ども教室を中心とした本村における新たな放課後等の子どもの居場所づくりについて、検討を行うこととした。

Ⅱ 安全、安心な放課後等の子どもの居場所

「放課後子ども総合プラン」においては、市町村の体制、役割等について次のように示されている。

市町村は、地域の実情に応じた効果的な放課後児童クラブ及び放課後子ども教室実施に関する検討の場として、「運営委員会」を設置する。

その際、市町村の教育委員会と福祉部局が連携を深め、学校の教職員や放課後児童クラブ、放課後子ども教室の関係者との間で共通理解や情報共有を図るとともに、学校施設の使用計画や活用状況等について、十分に協議を行い、教育委員会と福祉部局の双方が責任を持つ仕組みとなるよう、適切な体制づくりに努めること。

① 主な構成員

行政関係者（教育委員会及び福祉部局）、学校関係者、PTA関係者、社会教育関係者、児童福祉関係者、学識経験者、放課後児童クラブ関係者、放課後子ども教室関係者、学校支援地域本部関係者、学校運営協議会関係者、地域住民 等

② 主な検討内容

教育委員会と福祉部局の具体的な連携方針、小学校の余裕教室等の活用方策と公表、活動プログラムの企画・充実、安全管理方策、ボランティア等の地域の協力者の人材確保方策、広報活動方策、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室実施後の検証・評価 等

この指針により本村においても「運営委員会」が設置され、必要な施策の検討が行われていくものと思慮する。

そこで、当該運営委員会における諸施策の検討に資するよう当会議において各委員の自由闊達な意見交換を行い、地域を通じた子育て支援策（放課後等の子どもの居場所づくりを中心として）について以下のとおり整理した。

1 社会教育施設等の活用

児童が放課後等を安全・安心に過ごす場所として、既存の社会教育施設等を活用することができないかどうかについて検討を行った。

中央公民館及び南部コミュニティセンターについては、それぞれ北小学校・南小学校から2～300メートルの距離に位置している。この立地条件から児童が自由に利用できるよう両館の一部を開放することができないかという意見があり、現地視察を行い両館の館長から意見聴取をした。

<中央公民館>

中央公民館は北小学校から約300メートルの距離に位置していて平日・休日を問わず北小学校の児童が主に図書室を利用している。

当館は図書室以外に講義室、研修室、調理実習室、大会議室、和室を有しているが、これらの諸室は主に生涯学習講座や文化団体の自主活動等で利用されているため、常時「子どもの居場所」として開放できる状況にはない。

図書室は手狭であり、閲覧スペースも十分に確保できないため、児童は、エントランスロビーで読書をしたり、友達通しで会話をしたりしている。

当館は、昭和48年に建築されたもので、各室の防音（遮音）性能は低く、時に講義室等、他の室の利用者から「子どもの声がうるさい」という苦情が寄せられることもある。



【視察風景（1F図書室）】



【視察風景（エントランス）】



【エントランスロビー】

1階研修室の隣には資料室があり、館の備品や行政資料が収められている。備品類を整理・移動して、資料室を児童が自由に使えるようなスペースにできないか検討を加えたが、事務室から職員の目が届かないことや隣室への音の影響が考えられるため、常時開放することには問題があると考えられる。

講義室及び研修室等を他の利用団体がない日の放課後の時間帯に、児童が自由に使用できるよう開放してみることも一考の余地がある。

また、この際、児童主体の「学び・遊び」であることが望ましいが、折に触れ、公民館職員やボランティアスタッフによる本の読み聞かせや紙芝居、工作教室など情操的な教育活動を行うことについても考慮されるべきものである。

現在、計画中の中央コミュニティセンターの整備に際しては、施設内に児童館的な機能を有する室を設けることとされているところであり、施設整備後においては、当該室の活用により幅広い事業展開が期待されるところである。

<南部コミュニティセンター>

南部コミュニティセンターは南小学校から約200メートルの距離に位置していて平日・休日を問わず南小学校の児童が主に図書室を利用している。

当館は、多目的ホール、談話室、和室、実習室、研修室を有しているが、2階の実習室及び研修室については、一時期「学童保育所」として使用されており、この間、談話室において研修室の機能を代替えしてきた。

学童保育所の移転後は、2階の諸室については整備時の目的どおり使用することができるようになったが、利用者から談話室を継続して使用したいという要望があり、現在も使用承認手続きを経ての利用となっていて、談話室としての機能は果たされていない。

いつでも誰でも自由に使える空間であるべき談話室が占用使用されている状況は改められるべきものであると思慮する。



【視察風景（2F図書室）】



【視察風景（1F談話室）】

平成26年度及び平成27年度において改修工事が行われているため、工事完了までの間は館の利用に制限があるが、談話室の放課後児童等への開放について積極的に検討されたい。

また、中央公民館と同様に施設職員やボランティアスタッフによる情操的な教育活動の実施についても併せて検討されるよう望むところである。

< 児童館 >

既存の児童館は、Ⅰ－３－(2)に掲げたとおり、立地条件が芳しくなく、また、手狭であるなどハード面では不利であるものの、子どもたちにとって魅力のある「居場所」となるようソフトをより一層充実させることが求められる。

児童の保護者世代や高齢者など幅広い世代からボランティアスタッフを募り、企画・運営に深く関わりをもってもらうことにより、多種多様な学習・体験プログラムを実施すること等が考えられる。

< 耳飾り館 >

耳飾り館においては、館内に体験学習コーナーを常設している。

夏休み期間中や休日には、児童（又は親子）を対象とした種々の体験学習事業を実施してきているところである。

また、平成22年度に「ふるさと学芸員」制度が創設され、その活動の一環として手作り紙芝居の上演会等、児童を対象とした事業展開もなされている。

これらを今後さらに充実させ、特に、平日の放課後において、体験学習等を実施する等、放課後の子どもの居場所づくりという視点からの事業展開についても検討されたい。

2 放課後子ども教室

(1) 事業の類型

「放課後子ども総合プラン」においては、放課後児童クラブ（学童保育所）と放課後子ども教室の” 一体的 ” な、又は ” 連携 ” による事業推進が求められている。

○一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の考え方

一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室とは、全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加できるものをいう。

○放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の連携による実施

学校施設を活用して放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を整備しても、なお地域に利用ニーズがある場合等については、希望する幼稚園などの地域の社会資源の活用も検討しつつ、小学校外での整備を進めていくものとする。

また、現に公民館や児童館等、小学校以外で実施している放課後児童クラブ及び放課後子ども教室については、保護者や地域のニーズを踏まえ、引き続き当該施設で実施することは差し支えない。このような一体型でない放課後児童クラブ及び放課後子ども教室についても、両事業を連携して実施できるようにすること。例えば、児童館で実施している放課後児童クラブと学校施設内で実施している放課後子ども教室の場合、一体型と同様に、放課後子ども教室の活動プログラムの企画段階から両事業の従事者・参画者が連携して全ての児童を対象とした活動プログラムを企画し、学校施設内のみならず、児童館でも実施するなど、両事業の児童が交流できるような連携が考えられる。

本村に設置されている学童保育所は下表のとおりである。

校区	学童保育所名	所在地	設置主体
北小学校	うぐいす学童クラブ	山子田2531－19	社会福祉法人
	北部第一学童保育所	山子田1261	榛東村
	北部第二学童保育所	山子田1258－1	
	北部第三学童保育所		
南小学校	南部第一学童保育所	広馬場1156－1	
	南部第二学童保育所		

北小学校区の「北部第一学童保育所」は、北小学校の敷地内（余裕教室）に設置されている。「北部第二」、「北部第三」及び「うぐいす」、南小学校区の「南部第一」及び「南部第二」は小学校敷地外に設置されている。

文部科学省から平成26年12月26日に示された『「放課後子ども総合プラン」等に係るQ＆A』では、“一体型”の考え方は次のとおりとされた。

「(前略) 例えば、一方が小学校内で実施しており、他方の活動場所が、当該小学校に隣接(通りを挟んだ向かい側等を含む。)している場合、児童自身での移動を安全に行うことが可能であって、放課後子ども教室開催時に一緒に活動できるものを一体型とする。(後略)」

この考え方により、本村においては、放課後子ども教室を小学校内(教室・校庭・体育館等)で実施すれば、”一体型”の要件を満たすものと考えられる。

また、北小学校区においては「北部第一学童保育所」が小学校内にあることから、中央公民館や耳飾り館等において放課後子ども教室を実施した場合においても広義の”一体型”となるものと見込まれる。

(2) 人材の発掘・育成

古くから「ヒト(人)・モノ(物)・カネ(金)」の3つは、事業(ビジネス)の3要素と呼ばれてきている。社会の構造が大きく変化した現在では、第4の要素として情報・時間・文化などを付け加えることもあるが、基本はヒト・モノ・カネである。

放課後子ども教室を実施するにあたって、この3つの要素は欠かすことのできないものであるが、特に「ヒト」の重要度が最も高いものであることは論を待たない。

コーディネーターやボランティアスタッフが、地域ぐるみで子育てをすることの意義や重要性を認識し、共通の理解にたった上で企画・運営にあたらなければ、児童にとって魅力あるものとはならないのである。

放課後2～3時間の単なる「時間つぶし」であってはならず、例えば「児童の”人間力”を向上させる」、あるいは、「高学年児童のリーダー性を養う」等、事業の根幹の目的を定めた上で、その目的を達成するためのプログラムが検討され、実施されるべきものである。

「指導者」という立場ではなく「支援者」に徹することも重要であり、プログラムの検討に際しては、子ども自身が企画し、自ら楽しみを創出させることなどの工夫も必要になってくる。

放課後子ども教室の成否は、「カネ」や「モノ」の多寡で決定付けられるも

のではなく、企画立案・運営に携わる「ヒト」によって大きく左右されるのであり、人材の発掘・育成に力を注ぐべきである。

(3) 放課後子ども教室のあり方

◆まずは、放課後の大切さに目を向けること

- ・ 今の子どもを自由に遊ばせると、携帯型ゲームやテレビゲームで、一人遊び、または共遊びをする。
- ・ 何もしないと子どもたちの放課後は、放課後はゲームに飲み込まれてしまう。
- ・ ゲームでは豊かな心はつukれない。

◆子どもたちの姿を見つめ、共に育つこと

- ・ 子どもと向き合い、大人も学びを深めていく場とする。
- ・ 異年齢（上級生・下級生）との遊びを通じ、新しい仲間が増える。また、地域の大人とも知り合いが増える。
- ・ いろいろな遊びやスポーツ、物づくり、自然とのかかわりを経験する等により、仲間とともに成長できる場所。
- ・ 子ども時代を思い起こし、子どもの立場にたって考えことができる大人の姿勢。

◆地域住民の協力＝地域の和を取り戻す

- ・ 子どもは自分たちのエネルギーを受け止めてくれるお兄さん・お姉さんが大好き。地域住民に「放課後子ども教室」への参画を促す。
- ・ 大人によって見守れた時間（放課後子ども教室）とともに、子どもだけで自由に遊ぶ時間も求めている。
- ・ 「監視の目」ではなく「関心の目」を広げ、地域の中に子どもたちが安心して過ごせる空間を増やす。

3 登下校時の見守り

地域ぐるみで子どもを守り・育てるため、また、その意識を涵養するため、児童の登下校時の見守り活動を根付かせたい。

登校時間は、主に交通安全運動期間中、警察官、村交通指導員及び保護者による見守りが実施されている。下校時間は、シルバー人材センター登録会員による「シルバー見守り隊」が児童の安全を確保しており、特に、4月は新入学児童に寄り添って下校時の見守り活動が重点的に行われている。

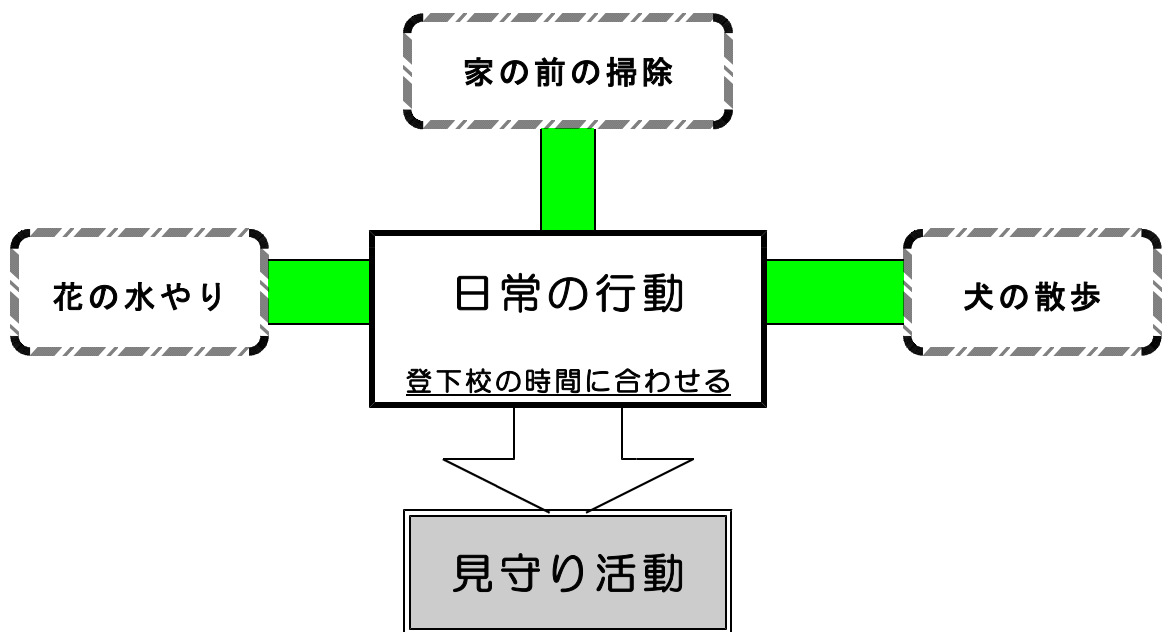
また、榛東駐在所連絡協議会では下校時間にあわせ防犯パトロール車での巡回活動を実施しているほか、小学校PTAでも保護者による定期的な下校時の通学路防犯パトロールを実施している。

しかしながら、村内には通学路上には民家の少ない、ひと気のない場所が多く、年間を通じて全ての子どもに十分な見守りが行われているとは言いがたい状況である。

警察庁の統計によれば、子どもの略取・誘拐の発生時刻で最も多いのは「15時～18時」、発生場所は「その他道路上（通学路などで、学校付近の道路上）」である。

子どもが最も犯罪に遭いやすいのは下校時であり、通学路の危険から子どもたちを守るために、これまでの取組みをさらに幅広く、実効性のあるものとするため、日常生活の中で参加できる見守り活動の和が広がることが期待される。毎日使う通学路こそ、最も安全性を高めたい場所である。

見守り活動は、ある一定時間、同一場所にとどまる（立っている）などして、登校（下校）してくる子どもたちを見守るというもので、パトロールと違い、自宅前の路上で立っているだけでも立派な見守り活動となるのである。「掃除をしながら」とか「花に水をやりながら」とか「犬の散歩をしながら」など、日常的に行うことを子どもたちの登下校の時間帯に合わせるなど、ちょっとした工夫で、誰でも活動することができる。



- ・子どもたちの様子に目を配る
 - ・子どもたちとコミュニケーションをとる
 - ・道を通る人々とあいさつを交わす
- } → 子どもたちの安全へ

見守り活動のポイント

できるだけ毎日続ける

毎日同じ場所で見守り活動を行うことにより、登下校してくる子どもたちと顔見知りになる。いつもと違う様子や、いつもの時間になっても登下校しない子どもなど、子どもの異常にいち早く気付くことができる。また、子どもたちに見守り活動を見せることにより「守られている」という安心感を与えることができる。

人目の届かないところで、時には場所を変えて

子どもたちの通学路で、人通りの少ない道路や路地で見守る。また、場所を固定せずに見守ることで、場所に隙間ができず、効果的な活動を行うことができる。

見守り活動の注意点

ただ自宅前に立っていたり、路地や交差点に立っているだけでは、子どもたちも警戒し、かえって不審者と思われるかもしれない。服装や腕章、帽子などで「見守り活動」を行っていることをアピールし、積極的に子どもに声をかけてあげる。

見守り活動の大切さを地域へ呼びかけ、ひとりでも多くの協力者を増やしていくためには、その目的と方法を積極的に周知し、村民が気軽に活動を行える工夫が必要である。

具体的な取組みの例として、次のようなことが考えられる。

- 村広報誌面への協力要請記事の掲載、又は回覧文書による住民への周知を図る。
- 小学生の予定下校時刻を村の防災行政無線で放送することで、その時間に合わせ住民の見守り活動を各自実施してもらう。
- 区長を通じ、長寿会の「いきいきサロン」において会員に見守り活動への協力を呼びかける。
- 登下校時に「おはよう」、「おかえり」などと声をかけることも小さな見守りであり、「あいさつ運動の日」を設ける。

Ⅲ 「親育ち」、「親育て」

1 家庭教育の充実

「親は無くても子は育つ」という諺がある。これは、親がいなくても、あるいは立派とは言えない親であったとしても、子どもというものは育っていく、という意味であるが、この諺の内容や妥当性は、時代とともに変化してきている。

親は過保護・過干渉となる一方で、子育て負担感から学校に子どもを任せきりで人任せ。このことから子育て拒否状態が生じ、しつけなど家庭教育の役割とされてきたことが十分に行われていないという事態が蔓延している。同時に親のストレスが子どもに対する虐待や不十分な教育の要因になることも指摘されている。

家庭を側面から支援する存在であるはずの地域社会をみても、問題行動を起こす青少年に対して顔見知りでないと恐ろしくて声もかけられないという状況が広がり、地域の支援機能も著しく低下している。

核家族化と女性の社会進出を背景に「介護の社会化」が急速に進んだように「子育ての社会化」についても、子どもの権利保護の観点から進めていく必要がある。

家庭の教育力が低下したことの要因として、親の未熟さや親の意識の変化が重要であることは否めない。これは、親が親になるための学習をする機会が失われてきた結果である。大家族では自然に子育てを見聞きし、ままごとなどで模倣しながら親になった。

最近の若い男女の中には乳児に触れたことがないまま親になるケースが増えている。基本的な子育ての知識（常識）が親から子へとゆるやかに伝えられる機会は、核家族化によって失われたのである。

今必要なことは、家族の発達段階に応じた親の役割や責任を学ぶ機会を用意することである。

学習を希望する者が誰でも学習できる環境を整え、基本的なプログラムは必

要なときに繰り返して学習できるようにすることが必要である。職業形態も多様化していることから、学習機会の時間帯も再考する等、多様な学習機会を提供することが求められる。

2 地域への積極的な関わりの促進

乳幼児を育てている親は、外出の大変さから、子どもと自宅にこもりがちになることが多く、そのために育児ストレスを増大させる傾向がある。

「ママ達のストレス解消の場、交流の場を作りたい」そんな有志の女性達の思いを受け、住民参加により実施した「ママフェスしんとう2014」は600人を超える来場者があり、予想を上回る反響であった。

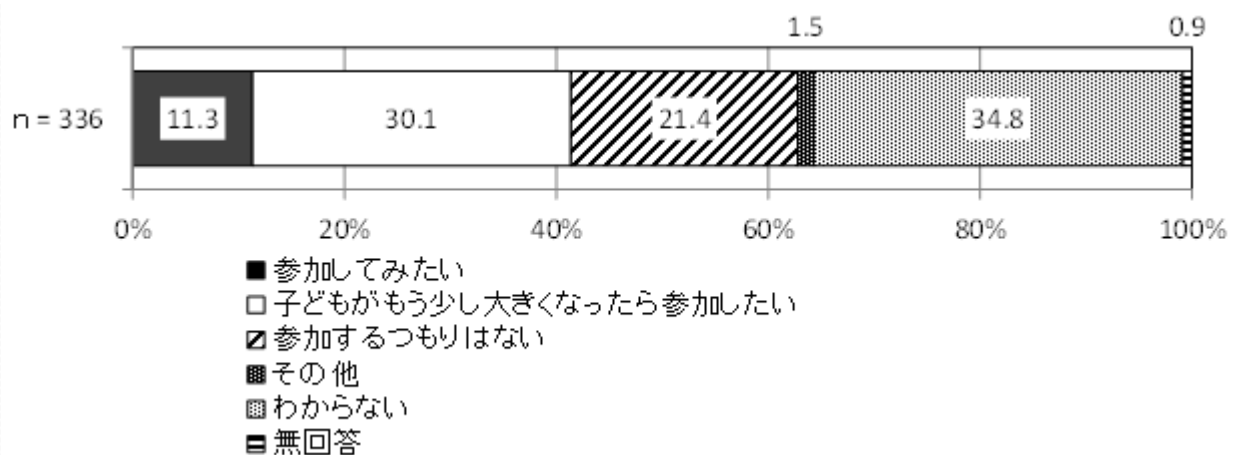
このことは、今、子育て中の親達が、乳幼児を連れて遊びに行く場を必要としていること、たくさんの人の集まる場に足を運び、楽しみたいという気持ちを持っていることの表れではないだろうか。

イベントのボランティアスタッフを名乗り出た3名の女性は、いずれも小～中学生の子供を持つ子育て世代であり、自分の子どもが小さいときにこんなイベントがあったらいいなと思った、という発想で、「子育て中のママのための、リフレッシュ、学び、仲間との出会い」の場となるようなイベントを目指した。

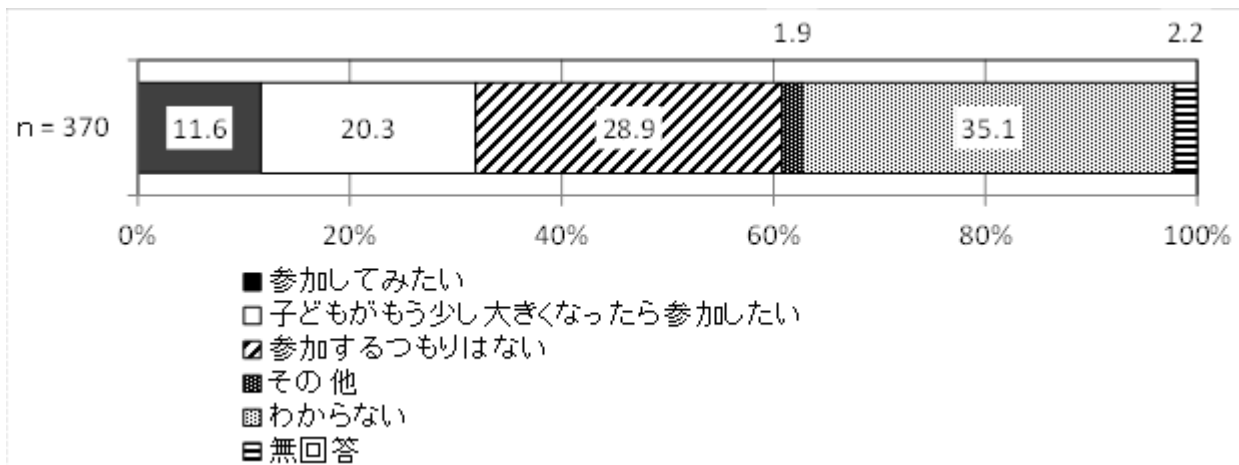
このような積極的な保護者もいるが、「子育て支援に関するニーズ調査」における地域活動についての設問に対する回答は、次のとおりとなっている。

■ 今までの子育て経験を活かせる場や機会ができれば、保育や相談などのボランティアに参加したいと思いますか

【就学前】



【小学生】



就学前では、「わからない」が34.8%と最も高く、次いで「子どもがもう少し大きくなったら参加したい」が30.1%、「参加するつもりはない」が21.4%で、小学生では、「わからない」が35.1%と最も高く、次いで「参加するつもりはない」が28.9%、「子どもがもう少し大きくなったら参加したい」が20.3%と続いている。

就学前、小学生とも「参加してみたい」が11%強であり、この保護者を核にして、「子どもがもう少し大きくなったら参加したい」、「わからない」と考えている人たちの巻き込み、ママフェスしんとうのボランティアスタッフのような地域ボランティアの和が波紋のように広がっていくことを期待したい。

「親の背を見て子は育つ」

地域のボランティア活動に携わる親を見て育った子どもは、自然に地域と積極的に関わる意識が醸成され、大人に成長したときには「地域の支援者」となる。

この連鎖がゆるぎないものとして、次世代へ次世代へと連綿と受け継がれていくことを願うものである。

榛東村社会教育委員会議

議長	南	千	晴
副議長	岩	田	好雄
委員	市	村	正好
同	澤	野	尚人
同	根	岸	保夫
同	岡	部	秀夫
同	石	坂	初男
同	飯	島	道治
同	一	倉	静子
同	小	野	優
同	小	池	美智子
同	遠	藤	昭子
同	岡	部	安代